

番号：130943

国名：インドネシア

担当部署：東南アジア・大洋州部東南アジア第一課

件名：円借款事業中間レビュー及び事後モニタリング（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：有償勘定技術支援

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2013年10月下旬から2014年3月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.75M/M、現地 2.0M/M、合計 3.75M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間（渡航2回）	整理期間
15日	30日+30日	20日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：10月2日(12時まで)
- (4) 提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
    - 1) 業務方針の的確性 2点
    - 2) 業務方法の整合性、現実性等 6点
    - 3) 当該業務実施上のバックアップ体制 2点
  - (2) 業務従事者の経験能力等
    - 1) 類似業務<sup>注1)</sup>の経験 45点
    - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域<sup>注2)</sup>での業務経験 9点
    - 3) 語学力<sup>注3)</sup> 18点
    - 4) その他学位、資格等 18点
- (計100点)

注1) 類似業務：円借款事業評価業務

注2) 対象国／類似地域：インドネシア／全途上国

注3) 語学の種類：英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：  
本調査の評価対象である円借款事業においてコンサルティング・サービス等の  
関連業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

JICA は、円借款事業においては、原則、借款契約（Loan Agreement: L/A）調印後 5 年目を経過し、事業効果の発現に影響を与える要素がある、進捗等が思わしくないなどの理由により、中間段階の確認が必要なプロジェクトを対象として、DAC 評価 5 項目のうち、妥当性、効率性、有効性・インパクトの発現見込みにつき、必要に応じ中間レビューを行っている。また事業完成後 7 年目（事後評価実施 5 年後）の事業を対象に、DAC 評価 5 項目のうち特に有効性、インパクト及び持続性に懸念があるものについて検証を行う事後モニタリングを実施している。

中間レビューは、主に、計画の妥当性、進捗状況や目標の達成見込み、プロジェクトの促進要因・阻害要因等を再検証するものであり、実施段階のレビュー結果は、レビュー対象プロジェクトの計画見直しや運営体制の改善等に活用されるほか、得られた教訓は将来の類似案件の改善にも役立てている。

また、事後モニタリングは、事後評価実施 5 年後に、有効性、インパクト及び持続性の再検証、事後評価時になされた教訓・提言への対応の確認、最終的な提言及び教訓の導出を行うことにより、相手国政府および JICA による事業改善に役立てることを目的に実施するものである。

本業務はこのような背景の下、インドネシアにおける以下の円借款事業 5 件を対象に中間レビュー（2007 年度承諾案件）及び事後モニタリング（2008 年度事後評価実施案件）を実施するものである。

		案件名
1	中間レビュー	参加型灌漑復旧・維持管理体制改善事業※1
2		小規模灌漑管理事業(5)※1
3	事後モニタリング	フェリーターミナル整備事業※2
4		海員学校整備事業※3
5		東部インドネシア中小港湾開発事業※2

各案件の実施機関は以下のとおり。

※ 1 : 公共事業省水資源総局

※ 2 : 運輸省陸運総局

※ 3 : 運輸省教育訓練庁

## 7. 業務の内容

中間レビュー 2 件、事後モニタリング 3 件につき、案件毎に以下に示す業務の内容について当初計画と活動実績、計画達成状況、課題、対処方針等を確認するために必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

具体的な担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備(2013 年 10 月下旬～11 月上旬)

#### ア. ワーク・プランの作成

契約締結後に、既存の文献・報告書等（審査調書、事後評価報告書、その他関連報告書等）をレビューし、対象案件の実績等を整理・分析する。また、JICA 東南アジア・大洋

州部と事業の状況や問題点、調査の実施方法を確認した上で、調査の目的・概要、全体スケジュール、現地調査計画、調査方針、及び質問票を記載した相手国事業実施機関向けの英文版資料(ワーク・プラン)を作成する。

なお、調査方針については、中間レビュー対象案件及び事後モニタリング対象案件に関し、以下の点に留意する。

(必要に応じて、過去実施された円借款事業における事業評価報告書を JICA HP の事業評価案件検索 (<http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>) より抽出の上参照のこと)

・中間レビュー対象案件

「新 JICA 事業評価ガイドライン第1版」に基づき、DAC 評価 5 項目のうち妥当性、効率性、有効性・インパクトの発現見込みについて、対象案件ごとにレビュー方法、レビュー工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理した上で調査方針を検討する。

・事後モニタリング対象案件

「新 JICA 事業評価ガイドライン第1版」に基づき、DAC 評価 5 項目のうち、有効性、インパクト、持続性の中で、特に事後評価時点にて問題が指摘されている評価項目、事後評価時における教訓・提言への対応状況について、JICA からのヒアリング結果および現況調査等の結果も踏まえ、対象案件ごとにモニタリング方法、モニタリング工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手・検討すべき情報を整理した上で調査方針を検討する。

イ. JICA からのコメントへの対応

JICA 東南アジア・大洋州部からワーク・プランにかかるコメントを取り付け、必要であればコメントに基づき修正の上、さらなる情報収集・分析を行った上で確定し、JICA 東南アジア・大洋州部を通じてインドネシアの各実施機関へ送付する。

(2) 現地調査(2013年11月下旬～12月下旬及び2014年1月上旬～2月上旬)

上記ワーク・プランに基づき、以下のとおり調査を行う。

ア. 相手国関係者、JICA 関係者への現地調査計画の説明・確認

国内作業で作成したワーク・プランを用いて、現地調査計画及び各案件の調査方針をインドネシア国政府関係者および JICA 事務所に説明する。

イ. 質問票等を用いた情報収集・整理及び「円借款案件中間レビュー/事後モニタリング結果表」の作成

ワーク・プラン及び調査方針に沿って、文献・資料収集、質問票の回答に係る精査、及び事業サイト実査を行った上で、インドネシア国政府関係者や事業実施関係者へのヒアリング等を実施し、調査結果につき「円借款案件中間レビュー/事後モニタリング結果表」を案件毎に和文及び英文で作成する。

ウ. 中間レビュー/事後モニタリング内容に関するフィードバック

「円借款案件中間レビュー/事後モニタリング結果表」を用いて各案件の課題や教訓(案)等の調査結果を JICA 事務所に報告し、対処方針を協議した上で、インドネシア側の各実施機関とその内容について合意する。

### (3) 帰国後整理期間(2014年2月上旬～3月上旬)

#### ア. 中間レビュー/事後モニタリング報告書(案)の作成及び報告

- ① 現地調査にて収集した案件ごとのデータ・情報の分析結果を、案件ごとに和文の中間レビュー報告書(案)/事後モニタリング報告書(案)としてまとめ、評価報告会において JICA 東南アジア・大洋州部へ報告する。なお、各報告書作成にあたり、中間レビュー対象案件及び事後モニタリング対象案件につきそれぞれ、以下の点に留意する。

##### ・中間レビュー対象案件

プロジェクト目標達成に向けたアウトプットの達成状況や課題、活動の追加・修正の要否、投入のタイミングや質について再検証を行い、残りの協力期間での事業効果の発現に向けた具体的な改善策を導くことを目的とした提言、今後の対処方針及び、類似プロジェクトの発掘・形成において参考とすることを目的とした教訓の取りまとめを行う。

##### ・事後モニタリング

事後評価における指摘事項を踏まえ、対応結果や今後の対処方針、事業目標達成の見込みを検討し、事業効果を持続的に発現させることを目的とした提言、及び今後の類似案件実施に向けた現実的かつ具体的な教訓を取りまとめる。

#### イ. JICA からのコメントへの対応

上記(3)ア. により提出された中間レビュー報告書(案)及び事後モニタリング報告書(案)につき、評価報告会における JICA 東南アジア・大洋州部との議論やコメントを踏まえ、必要に応じて報告書(案)に加筆修正を行う。

#### ウ. 中間レビュー報告書及び事後モニタリング報告書最終版(和文)の作成

上記(3)イ. のコメントを踏まえ、中間レビュー報告書最終版(和文)/事後モニタリング報告書最終版(和文)をそれぞれ作成、提出する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### (1) 報告書等

		言語・部数	記載内容
ア	ワーク・プラン	中間レビュー及び事後モニタリングの対象案件ごとに英文1部電子版(メール送付可)。	・現地調査計画(日程・訪問予定先) ・案件概要 ・調査目的 ・調査方針 ・質問票
イ	円借款案件中間レビュー/事後モニタリング結果表	所定の様式に沿って中間レビュー及び事後モニタリングの対象案件ごとに和文・英文1部ずつ。電子版(メール送付可)。	・案件概要 ・レビュー・モニタリング結果(課題・指摘の概要、対応結果/今後の対処方針/事業目標の達成見込み、教訓) (中間レビュー報告書及び事後モニタリング報告書に添付する)

ウ	中間レビュー報告書（案）	案件ごとに和文1部・電子版（メール送付可）	・調査結果の詳述 （各案件3～5ページ程度）
エ	事後モニタリング報告書（案）	案件ごとに和文1部・電子版（メール送付可）	・調査結果の詳述。 （各案件3～5ページ程度）

## （２）成果品

成果品は中間レビュー報告書及び事後モニタリング報告書（最終版・電子版のみ）とする。提出部数、提出時期、及び記載事項は以下のとおり。

		提出時期	言語・部数	記載事項
ア	中間レビュー報告書最終版	2014年2月下旬	対象2案件をまとめて1部とし、CD-Rom2部	報告書最終版を電子データとしたもの。
イ	事後モニタリング報告書最終版	2014年2月下旬	対象3案件をまとめて1部とし、CD-Rom2部	報告書最終版を電子データとしたもの。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

### （１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積を計上して下さい）。

## 10. 特記事項

### （１）業務日程／執務環境

#### 1) 現地業務日程

現地派遣期間は2013年11月24日～12月23日及び2014年1月5日～2月3日の2回を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

#### 2) 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICAインドネシア事務所次長）

イ) 評価分析（コンサルタント）

#### 3) 便宜供与内容

当機構インドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

①空港送迎

あり

②宿泊手配

あり

③車両借上げ

あり

④通訳備上

- 通訳（インドネシア語－英語）の提供
- ⑤現地日程のアレンジ  
フィールド踏査のアレンジ
  - ⑥執務スペースの提供  
なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

① 事前評価表

- ・ 参加型灌漑復旧・維持管理体制改善事業  
([http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2007\\_IP-546\\_1\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2007_IP-546_1_s.pdf))
- ・ 小規模灌漑管理事業(5)  
([http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2007\\_IP-547\\_1\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2007_IP-547_1_s.pdf))

② 事後評価報告書

- ・ 海員学校整備事業  
([http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008\\_IP-448\\_4\\_f.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_IP-448_4_f.pdf))
- ・ 東部インドネシア中小港湾開発事業  
([http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008\\_IP-492\\_4\\_f.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_IP-492_4_f.pdf))
- ・ フェリーターミナル整備事業  
([http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008\\_IP-446\\_4\\_f.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_IP-446_4_f.pdf))

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上